自治会運営ハンドブック
（加入促進編）
宗像市

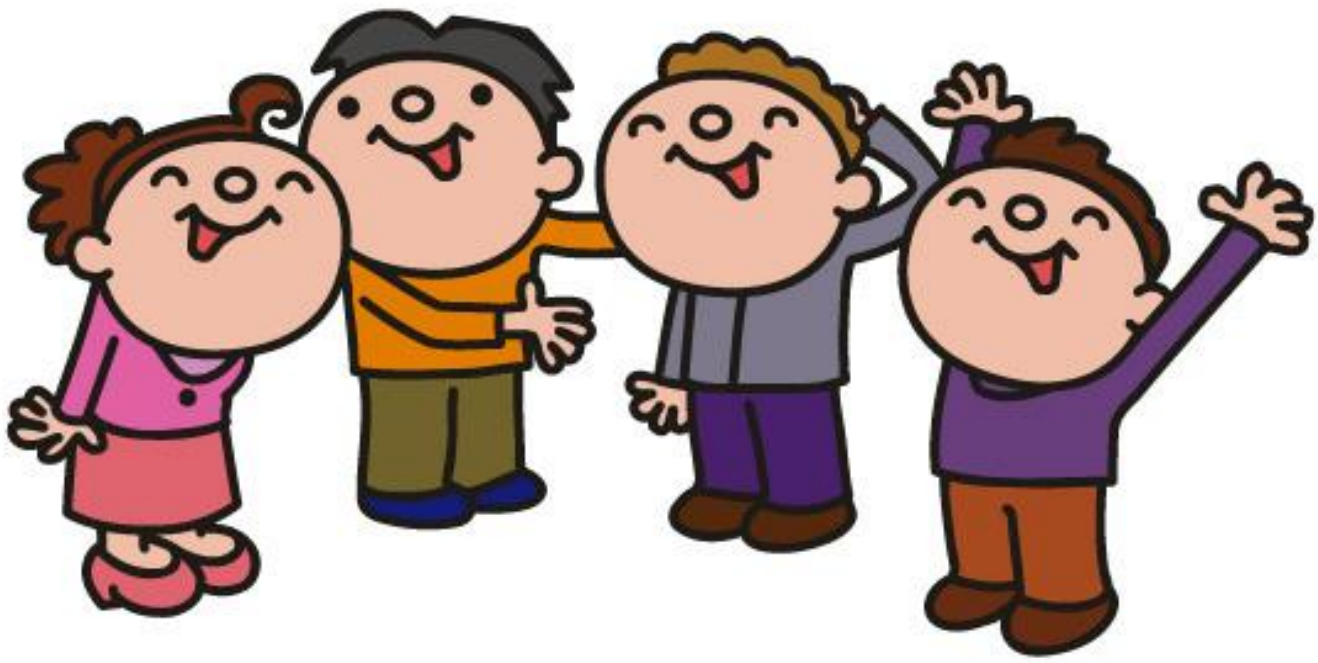

平成 31 年度版

目　次

目次 …… １

1章　自治会の大切さ
（１）どうして加入促進が必要なのでしょうか？ …… ２
（２）加入するとどんなメリットがあるのでしょうか？ …… ３
（３）自治会の主な活動、役割 …… ４

2章　未加入世帯への加入勧誘活動

（１）訪問前の準備をしましょう …… ５
（２）実際に訪問しましょう …… ７
（３）訪問にあたって、注意したい項目 …… ９

3章　勧誘文書等の作成例
（１）基本文例 …… １１
（２）訪問先別文例 …… １２
（３）聞き取り票作成例 …… １４

4章　よくある質問と回答例 …… １５
Q1 自治会に加入するメリットは何ですか？
Q2 地域づくりは行政がやればよいのではないですか？
Q3 自治会費が負担なのですが・・・。
Q4 役が回ってくるのが嫌です。
Q5 世帯票への記入など、個人情報が漏れないか心配です。
Q6 自治会に加入しないとゴミは出せないのですか？

※宗像市では、自治組織の名称が地域によって「区会」「町内会」「自治会」など様々ですが、この「手引き」では、「**自治会**」に統一して表記しています。

1章　自治会の大切さ

（１）どうして加入促進が必要なのでしょうか？

●　宗像市の取り組みについて

宗像市では、コミュニティ運営協議会を中心とし、コミュニティ活動を自主的に展開していただくことにより、希薄になりつつある「相互扶助」意識の向上を図るとともに、地域と行政が対等な立場で「協働」してまちづくりを推進していく「住民自治（地域分権）」こそ、本市のまちづくりの基本であると考えています。このコミュニティ運営協議会の基盤となるのが、自治会です。しかし、本市においても、年々自治会加入率が低下しており、まちづくりの課題の一つとなっています。

本市では、自治会加入促進のため、コミュニティ運営協議会と協働で取り組みます。

●　自治会活動の活性化のために

加入率が高く、自治会の会員である地域住民が多いほど、地域住民同士の連携が図りやすく、地域の課題について、地域住民が一体となって取り組みを進めていくことができます。

また、自治会としても、自治会費収入が増えるため、予算額が大きくなり、より活発に活動を行うことができるようになります。

●　加入世帯の皆さんに気持ちよく活動にご協力いただくために

未加入世帯が増加し続けると、加入世帯の皆さんから、「未加入世帯の方は、自治会活動に参加せず、会費も支払っていないのに、加入者と同様の恩恵を受けている」などの不満の声が上がり、自治会活動の円滑な運営に支障が出てくることも考えられます。加入世帯の皆さんに気持ちよく自治会活動にご協力いただくためにも、未加入世帯の皆さんに加入していただくことが大切です。

（２）加入するとどんなメリットがあるのでしょうか？

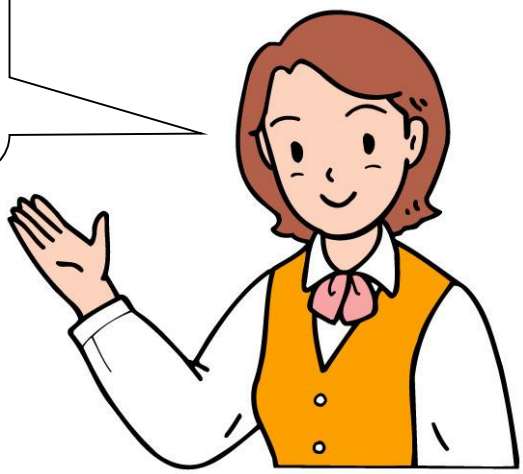

●　住民同士のふれあいが深まります

会員になり、様々な地域行事等への参加を通して、住民同士がお互いに信頼を深めることで、地域を大切にする気持ちをはぐくみ、安心して生活を送ることができます。

●　地域の課題解決を図ることができます

個人や家庭だけでは解決が困難な地域の課題について、自治会の会員の皆さんが知恵を出し合い、協力し合うことによって、解決を図ることにつながります。また、自治会内だけでは解決できない場合、行政に対して相談や要望を行います。

●　いざという時にご近所づきあいが役立ちます

自治会は、住民同士のふれあいや声かけ等により、高齢者や子ども、障がい者の方々の見守りを行い、災害などの緊急時には、支援を必要とする方々の安否確認等を行います。

●　生活に役立つ情報を得られます

自治会に加入すると、回覧板等による地域内の連絡などで、生活に役立つ情報が得られます。

（3）自治会の主な活動、役割

● 防犯活動・自主防災活動

自治会では、地域の住民が安心して暮らせるよう、防犯灯を設置しており、この電気代の支払いや電球の交換などの維持管理も行っています。

また、地域の見回りなど自主的な防犯活動を行う「生活安全パトロール隊」の多くは、自治会が中心となって結成し、活動しています。

さらに、自治会を母体に、自主防災組織である「自主防災会」が結成され、地域全体で協力して組織的な防災活動を行っています。

● 美化活動

自治会は、年 2 回の一斉清掃、ごみステーションの維持管理、分別資源ごみ回収活動、公園や道路の清掃活動などの地域美化活動を行っています。

● 支えあいの活動

自治会は、多くの地域で、「共同募金会」や「日本赤十字社」の募金活動にも協力しています。また、高齢者や子どもの見守り活動等も行っています。

● 親睦活動

自治会は、地域住民相互の交流と親睦を深めるため、お祭りやバスハイク、敬老会などの行事を企画・開催しています。

● 自治会内への市広報紙等の回覧・配布、連絡

自治会は、市の広報紙（市広報紙、市議会だより）などの配布や、自治会内での連絡事項の周知など、生活に役立つ情報を各世帯へ届けています。

● 地域が一体となった地域づくり活動

地域の各種団体（自治会、福祉会、老人クラブ、子ども会、小中学校 PTA など）が参加し、一体となってまちづくりに取り組むために組織している「コミュニティ運営協議会」においても、自治会が中心的な役割を果たしています。

2 章　未加入世帯への加入勧誘活動

未加入世帯を個別に訪問する場合、一戸建て、アパート・マンション、新興住宅地など、その状況に即した対応を行うことが効果的です。

以下の手順を参考にしながら、地域の実状に合わせた方法で進めていきましょう。

（１）訪問前の準備をしましょう

①未加入世帯を把握します

会員名簿と住宅地図等を照合し、未加入世帯に印を付け、場所を確認しておきましょう。さらに、あらかじめ地図と現地を照合し、より正確な状況を把握しておくことで、当日の訪問を効率的に行うことができます。

また、アパートやマンションの場合は、あらかじめ、家主さん等に個別訪問についてお知らせし、了解を得るとともに、入居世帯数を教えてもらうなど、加入促進への協力をお願いしましょう。

②訪問者、担当地域、訪問スケジュールを決定します

訪問先の都合を最優先に、お互いに話しやすい雰囲気づくり等を考慮しながら、訪問者の人選、担当地域、訪問スケジュールなどを決めましょう。

訪問する人数は、複数のほうが幅広い対応が可能ですが、3人以上では相手に圧迫感を感じさせてしまうおそれがあるため、2人が適当と考えます。

組み合わせの例としては、“自治会長と副自治会長”“自治会長と組長”などが考えられます。また、自治会長は、各地区コミュニティ運営協議会でお渡ししている「自治会長証」を忘れずに携帯しましょう。

③説明用の書類を準備します

● 加入の勧誘文書、加入促進チラシ

自治会の紹介、活動内容、自治会の大切さ、加入のお願い、問い合わせ先等を掲載した加入の勧誘文書を作成します。

また、必要に応じて、加入促進チラシ等を準備します。

※勧誘文書の作成例（11ページから13ページまで）参照

● 規約、当該年度の事業計画書、予算書、会報

自治会活動の説明資料として、例えば、規約、当該年度の事業計画書、予算書、会報などを準備します。

● 加入申込書、世帯票

加入手続きの説明資料として加入申込書、世帯票などを準備します。

● 聞き取り票

訪問先の相手の話をメモするため、聞き取り票を作成します。

聞き取り票は、加入しない理由や相手に手渡した書類など、再訪問時の参考となる事項をメモするためのものです。

記入は、訪問相手に配慮し、訪問終了後に行いましょう。

※聞き取り票の作成例（14ページ）参照

④訪問前に訪問者どうしで事前打合せを

よりスムーズに個別訪問を行うため、訪問ルート、時間配分、役割分担、持参する資料等について、訪問者どうしで事前に打合せを行っておきましょう。

（２）実際に訪問しましょう

未加入世帯への訪問に当たっては、一人でも多くの方にご加入いただきたいという熱意を持って、誠実な対応を心がけることが重要です。

ここでは、実際に訪問した際の応対について、一般的な例を掲載していますので参考にしてください。

①自己紹介を行い、訪問の目的を説明します

例 「こんにちは。私たちはこの地域の○○自治会の役員○○です。本日は、ぜひ、○○自治会に入っていただきたいと思って参りました。（自治会長証を提示し、あいさつする）」

②自治会活動について紹介します

例 「この自治会では、よりよいまちづくりのために、地域住民が協力しあって、日常生活に関わりの深い活動を行っています。（加入促進チラシ等を使って説明する）」

③勧誘文書を渡し、加入のお誘いをします

例 「そこで、ぜひ、（勧誘文書を渡す）こちらをお読みいただき、地域住民全員の協力と参加が必要である自治会に加入していただきたいのですが。」

④訪問先の相手からの質問や意見に対する受け答えをします

※よくある質問と回答例を掲載していますので（15ページ参照）、参考にしてください。

⑤－１ ＜すぐに加入を希望される場合＞

その場で加入申込書に記入してもらいます

例 「ご加入いただき、ありがとうございます。この地域の組長さんは〇〇さんです。今年度は、これから・・・・・・などの活動を予定しています。お忙しいとは思いますが、ご都合が合う時は、気軽に参加してください。」

⑤－２ ＜加入を保留された場合＞

加入申込書等を渡し、連絡先をお知らせして、再度、加入のお願いをして帰ります

例 「ご加入いただける場合は、この加入申込書にご記入のうえ、こちらへご連絡ください（連絡先を知らせる）。加入について、ぜひ前向きにご検討ください。ご連絡をお待ちしています。」

（訪問後に連絡がない場合、加入の意向を伺うため再訪問を行うなど、フォローを心がける。また、加入をためらう理由等がわかれば聞き取り票にメモし、次回の訪問の際に説明できるよう準備しておく。）

⑤－３ ＜加入を拒否された場合＞

できる範囲で話し合い、勧誘文書等を渡してご理解いただくようお願いをして帰ります

例 「おっしゃることはよくわかりました。今日はこれで失礼します。ぜひ、お渡しいたしました資料をご覧いただき、自治会についてご理解をいただければと思います。」

（頃合を見て、再訪問するなど、少しずつでもコミュニケーションが取れるよう努力する。また、加入を拒否する理由等がわかれば、聞き取り票にメモし、次回の訪問の際に説明できるよう準備しておく。）

（３）訪問にあたって、注意したい項目

個別訪問をより実り多いものにするため、注意したほうがいいと思われる点について、以下にご紹介します。

● 無理強いにならないようにしましょう

熱意を持って、粘り強く加入を勧めることが大事なのはもちろんですが、任意団体である自治会への加入は個人の自由であり、加入を強制することはできません。あくまでお誘いであることを念頭におき、無理強いにならないように注意しましょう。

● 相手の状況にあわせた勧誘を

これまで加入していなかった理由は各世帯様々で、例えば、「引っ越してきたときに、お誘いがなかったので、何となく入りそびれてしまった」といった場合もあれば、自治会を毛嫌いする人もいるでしょう。未加入となっている状況に十分に配慮しながら、話を進めましょう。

● アパート・マンションの家主さんにも協力依頼を

アパート・マンションへの個別訪問にあたっては、まず、家主さんなど管理責任者に加入促進の趣旨を十分に説明し、管理責任者からも加入を呼びかけていただく、入居者の中のリーダー的存在の方等を通じて加入を呼びかけていただくなど、よりスムーズに加入のお願いができるよう工夫しましょう。

● 活動には地域全体で取り組みましょう

加入促進は、その自治会全体に関わることです。訪問者だけで進めるのではなく、例えば、活動の進め方などについて自治会の役員会議等で意思統一を図るなど、地域一体となって進めていきましょう。

● 個人情報保護に配慮を

平成17年4月1日から個人情報保護法が施行され、個人情報を取り扱ううえでのルールが定められました。加入のお願いに関係ないプライベートな事項に関する質問や記録はしない、また、記録内容を部外者に漏らさないなど、個人情報の取り扱いには十分注意しましょう。

また、加入の意思を確認し、世帯票に記入していただく場合には、その取り扱いについて、あらかじめ次の点などを心得ておきましょう。

例

・世帯票の使用目的について、例えば、自治会行事の案内や、ごみ出しルールのお知らせ、地震や台風時の緊急連絡や安否確認のためなどに使用することを必ず説明を行う。
・あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供しない。
・世帯票に記載の個人情報について問い合わせがあった場合、たとえ親戚を名乗られても提供しない。
・営業目的での業者の問い合わせに対しては、情報を提供しない。

・法令に基づき、警察、検察、裁判所等には、犯罪捜査の目的が明確で協力義務がある場合に情報を提供する場合がある。

● 加入を拒否する方については、まず理解の糸口を探すことから

加入促進の取り組みの最終目的は、もちろん、自治会に加入してもらうことですが、加入を強く拒否する方などに対しては、時間をかけて話し合う、様子を見ながら何度か足を運ぶなど、柔軟に進めていきましょう。

● 加入後のフォローを忘れずに

新たに加入していただいた方については、総会で新会員を紹介する、行事等に参加いただいたときには、こまめにあいさつや声かけをするなど、できるだけ早く新会員が自治会になじめるよう、加入後のフォローをしましょう。

3章　勧誘文書等の作成例

以下に、勧誘文書等の作成例をご紹介します。

（１）基本文例

基本的な記載内容として、当該自治会の紹介、活動内容、自治会の大切さ、加入のお願い、問い合わせ先などを記載しています。

年　　月　　日

○○　様

○○自治会　会長　○○　○○

自治会加入のお願い

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、○○自治会では、現在、○○町○丁目から○丁目までの区域内にお住まいの皆さん○○世帯に自治会に加入いただき、協力しながら、防犯灯の設置･管理、ごみステーションの管理･清掃、地域内の連絡･回覧、市広報紙等の配布など、日常生活に関わりの深い活動を行っています。

この○○自治会の活動は、よりよいまちづくりのために、地域住民が協力しあって、日常生活に関わりの深い活動を行っていくものです。自治会の活動についてご理解をいただき、ぜひ、自治会に加入していただきますようお願いいたします。

なお、規約、当該年度の事業計画書、予算書、会報をお届けしますので、ご一読ください。

〈お問い合わせ先〉

○○自治会　会長　○○　○○（電話　○○○―○○○○）

（２）訪問先別文例

訪問先の状況に合わせて、基本文案を次のような内容に変えるなど、より親しみやすく、分かりやすい文面となるよう工夫しましょう。

①転入世帯向けの文例

転入世帯向けに、転居のお祝いの言葉や、地域内行事へのお誘い等と併せて、自治会の紹介を行う場合の一例です。

年　　月　　日

○○　様

○○自治会　会長　○○　○○

自治会加入のお勧め

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、○○にご転入されました由、○○住民を代表いたしまして歓迎のごあいさつを申し述べます。

○○自治会では、現在、○○町○丁目から○丁目までの区域内にお住まいの皆さん○○世帯に自治会に加入いただき、協力しながら、防犯灯の設置･管理、ごみステーションの管理･清掃、地域内の連絡･回覧、市広報紙等の配布など、日常生活に関わりの深い活動を行っています。

この○○自治会の活動は、よりよいまちづくりのために、地域住民が協力しあって、日常生活に関わりの深い活動を行っていくものです。自治会の活動についてご理解をいただき、ぜひ、自治会に加入していただきますようお願いいたします。

なお、規約、当該年度の事業計画書、予算書、会報をお届けしますので、ご一読ください。下記により諸連絡を申しますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

記

ごみ収集について

可燃ごみ　　毎週○曜日・○曜日の朝（午前○時○○分までに、別紙ごみステーションにお出しください。）

分別ごみ　　毎月第○曜日○時から○時まで

あなたの所属されます隣組は＿＿＿＿組で、組長は、＿＿＿＿＿＿＿＿さんです。

（TEL　　）

いろいろご不明な点やお困りのことがございましたら、遠慮なく組長を通じて、自治会役員にお申し出ください。

②アパート・マンション世帯向けの文例

アパート・マンションの未加入世帯向けに、転勤の多い世帯や仕事を持つ単身世帯には、なかなか自治会活動に参加いただけない事情があることにも理解を示しながら、加入のお願いをする場合の一例です。

年　　月　　日

○○　様

○○自治会　会長　○○　○○

自治会加入のお願い

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

○○自治会では、現在、○○町○丁目から○丁目までの区域内にお住まいの皆さん○○世帯にご参加いただき、協力しながら、防犯灯の設置・管理、ごみステーションの管理・清掃、地域内の連絡・回覧、市広報紙等の配布など、日常生活に関わりの深い活動を行っています。

この○○自治会では、よりよいまちづくりのために、地域住民が協力しあって、このような日常生活に関わりの深い活動を行っています。自治会の活動についてご理解をいただき、ぜひ、自治会に加入していただきますようお願いいたします。

アパート・マンションにお住まいの皆様には、単身世帯でお仕事が忙しいなど、自治会活動に参加しづらい事情がある方もおられるかと思います。

しかし、自治会活動には、住民の皆さん一人ひとりの協力が必要です。同じ自治会内に住む皆さんが一緒になってご参加いただければ、大変ありがたく存じます。

なお、規約、当該年度の事業計画書、予算書、会報をお届けしますので、ご一読ください。

〈お問い合わせ先〉

○○自治会　会長　○○　○○（電話　○○○―○○○○）

（３)聞き取り票作成例

○○自治会加入促進活動　聞き取り票

※記入は、訪問相手に配慮し、相手の目の前で記入するのではなく、訪問終了後に行いましょう。

訪　問　日	年　　月　　日　　：　　～　　：	
訪問者氏名		

訪問先氏名		年　齢	歳代
〃　住所			
記　　録	（加入の意向の有無、加入しない理由、自治会に対する意見等）		
手渡した書類			

4章　よくある質問と回答例

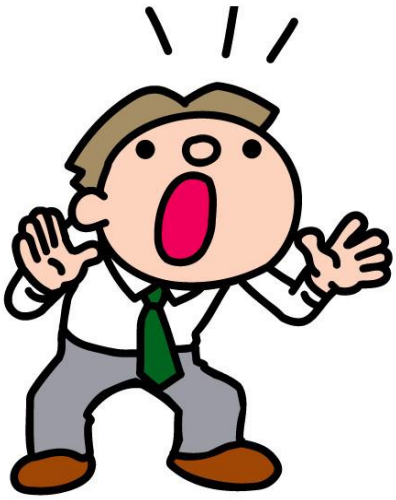

Q1 自治会に加入するメリットは何ですか？

自治会は、町内に住んでいる方すべてが安全で快適な生活が送れるよう、地域住民の皆さんがお互いに協力しながら、日常生活に関わりの深い、様々な活動に取り組んでいます。

例えば、防犯灯やごみステーション等の維持管理、防災訓練、公園や道路の清掃、自治会内の回覧・連絡などです。

また、阪神淡路大震災、東日本大震災などの例からも、いざというときに、自治会などコミュニティの力がいかに大切かということは、よく言われています。

より多くの住民の皆さんに自治会に加入していただき、自治会活動がさらに活発になり、よりいっそう住みよいまちになることが、大きなメリットだと考えています。

Q2 地域づくりは行政がやればよいのではないですか？

地域のことを、一番考え、そしてよく知っているのは、その地域に住んでいる住民の皆さんです。行政任せにするのではなく、「地域でできることはまず地域で」という意識を持って、地域の課題解決に取り組み、地域でできないことについて行政に協力を求めるほうが、地域の実情に応じたより魅力的な地域づくりにつながるのではないでしょうか。

その意味で、自治会などの地域コミュニティと行政は、協働でまちづくりに取り組んでいくことが重要と考えています。

Q3 自治会費が負担なのですが・・・。

自治会では、よりよい地域づくりに向けて、皆さんの生活に関わりの深い、防犯灯やごみステーション等の維持管理などの活動を行っています。

○○自治会の会費は、このような活動に伴う必要経費をまかなうために、会員の皆さんから、○○円（年額、月額など）をいただいているものです。どうかご理解ください。

また、地域住民の皆さんからのご意見は、自治会としてきちんと受け止め、今後、会を運営していくうえでの参考とさせていただきます。

Q4 役が回ってくるのが嫌です。

できることなら、会員の皆さん一人ひとりが、同じように自治会活動にご協力いただくことが理想ですが、高齢で十分活動ができないということであれば、状況をよく知る地域の組長さんと相談をしてみましょう。

Q5 世帯票への記入など、個人情報が漏れないか心配です。

世帯票は、主に、自治会を運営していくうえで必要な地域住民相互の連絡（例えば、自治会行事の案内、ごみ出しルールのお知らせ、地震や台風時の緊急連絡や安否確認など）を目的として、必要最低限の情報についてご記入いただいているものです。

それらの情報については、本人の承諾なしに、第三者へ情報提供することは一切いたしませんし（ただし、法令に基づき、警察、検察、裁判所等には、犯罪捜査の目的が明確で協力義務がある場合に情報を提供することがあります)、自治会が責任を持って、流出事故等のないよう、厳重に管理･保管することをお約束いたします。

Q6 自治会に加入しないとゴミは出せないのですか？

自治会に加入していなくてもゴミは出せますが、ゴミ収集場所の設定や清掃、維持管理は自治会で行っています。また、分別収集においても自治会の役員等で対応しています。